

新型コロナウイルス感染症からの回復を見据え、
経営強化を図る**仙台市内**の事業者の皆様へ

主に中小・中堅企業向け

仙台市では、市内で事業を営んでいる事業者、個人事業主を
対象とする各種支援メニューをご用意しています。

「国・生産性革命推進事業」を活用して、販路開拓や生産性向上などの前向きな投資に取り
組まれる方に応援金を支給します。

応援金

「国・生産性革命推進事業」の交付決定を受けている方
補助金交付決定額に応じて

10万円 20万円 50万円を支給

売上が大きく減少している時短要請等の関連事業者に支援金を支給します。

関連 事業者 支援金

前年同月比で売上50%以上減少し、「県による営業時間短縮の
協力要請による影響を受ける関連事業者」等の要件に合致する方

法人は最大**30万円**、個人事業主は最大**15万円**を支給

※上記は関連事業者向けの支給額。時短要請対象事業者向けの支給額は裏面をご覧ください。

運転資金調達のための融資制度や**財務強化**向けの資本性劣後ローンがあります。

融資

仙台市のセーフティネット保証関連融資(4号・5号)、危機関連保証関連融資を利用する方

保証料を上限 **500万円**まで補給

「新型コロナ対策資本性劣後ローン」と民間金融機関からの協調融資を利用する方

利子額相当分を最大 **1,000万円**まで支給

さらに、下記の国などの支援制度が活用できます。

事業再構築に

最大
10,000万円
を助成

休業手当等の

最大
10/10
を助成

緊急事態宣言の
影響を受けた方

最大
60万円
支援金を支給

(令和3年3月9日時点)

各制度の詳細は裏面をご覧ください。

主に中小・中堅企業向け支援メニュー

① 応援金	◎地域産業応援金 「国・生産性革命推進事業」の交付を受けている方に、交付決定額に応じて10万円、20万円、50万円を支給
② 関連事業者支援金	◎時短要請等関連事業者支援金 令和2年12月から令和3年2月までのいずれかの月で前年同月比で売上50%以上減少し、かつ、次のいずれかに該当する事業者であること 「ア 県による営業時間短縮要請の協力要請による影響を受けた関連事業者」「イ 国のGoToキャンペーン停止による影響を受けた事業者」「ウ 県による営業時間短縮の協力要請の対象事業者のうち、対象月に300万円以上売上が減少している事業者」 支給額：ア・イに該当する方⇒法人最大30万円、個人事業主最大15万円 ウに該当する方⇒法人30～100万円、個人事業主15～50万円
③ 融資	仙台市のセーフティネット保証関連融資(4号・5号)、危機関連保証関連融資を活用する中小企業者 各融資制度は前年同月比の売上高の減少率によって決定。 保証料を上限500万円まで補給。利率は年1.3%（全融資共通） 「資本性劣後ローン」と民間金融機関からの協調融資により財務体質の強化と資金繰り改善に取り組む事業者に対し、利子相当分を上限1,000万円まで補給。
④ 事業再構築補助金	◎中小企業等事業再構築促進事業 新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編等に活用。 「売上10%以上減少」、「事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定」、「補助事業終了後、付加価値額増加」を満たす場合。 補助額：100万円～1億円、補助率：1/2～2/3（緊急事態宣言特別枠を除く）
⑤ 休業手当	◎雇用調整助成金 売上等5%以上減少し、労働者を一時的に休業させた場合等 助成率（最大）：休業手当の中小企業100%、大企業75%助成（上限1人1日15,000円）
⑥ 一時支援金	◎緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受け、売上が50%以上減少した場合 給付額：中小法人等 上限60万円、個人事業者等 上限30万円

飲食業を営んでいる方が、上記制度を基に調達できる資金の事例

「法人で県の時短要請や緊急事態措置の影響を受け、前年同月比で売上50%以上減少した事業者」

- ① 「国・生産性革命推進事業」を活用し、地域産業応援金申請 50万円給付
- ② 関連事業者等に該当 支援金30万円給付
- ③ SN保証4号融資6,000万円、貸付期間8年の場合 支払保証料 185万円給付
 資本性劣後ローン 金額30,000万円 貸付期間10年の場合 利子額相当分750万円支給
 協調融資 金額3,000万円 貸付期間5年の場合 利子額相当分147万円（※）
 （※）融資条件は協調融資を行う金融機関等で変わります（今回は利率2.00%で計算）
- ④ 新分野への展開を実施 最大10,000万円を補助
- ⑤ 従業員200名の内、40名が20日間休業し、休業手当8,000円/日支払った場合、640万円助成
- ⑥ 関連事業者等に該当 支援金60万円給付

調達できる資金合計 **50,842万円**（内訳：借入39,000万円、給付・補助等11,912万円）

（令和3年3月9日時点）

ご連絡先：仙台市中小企業応援窓口（仙台市産業振興事業団内） TEL:022-724-1122

新型コロナウイルスの感染予防等の理由から来訪が難しい方には、ビデオ会議システム「Zoom」によるオンライン方式での相談も承ります。

